

# 第2次沖縄県環境教育等推進行動計画

～環境学習・環境保全活動を推進するために～

(素案)

令和5(2023)年 月

沖 縄 県



# 目次

## はじめに

### 第1章 行動計画の基本的事項

#### 第1節 行動計画策定の趣旨

- 1 環境教育等とは . . . . . 1
- 2 環境教育等の必要性 . . . . . 1
- 3 環境教育等に関する動向 . . . . . 1
  - (1) 本県における環境教育等の主な取組 . . . . . 1
  - (2) 近年における国内外の動向 . . . . . 2
  - (3) 学校教育に関する動向 . . . . . 2

#### 第2節 行動計画の目的等

- 1 行動計画の目的 . . . . . 7
- 2 行動計画の位置づけ . . . . . 7
- 3 行動計画の期間 . . . . . 7

### 第2章 環境教育等の基本的な考え方

- 第1節 環境教育等における目標 . . . . . 8
- 第2節 目標の達成に向けて . . . . . 8
- 第3節 環境教育等における沖縄の将来像 . . . . . 9
- 第4節 環境教育等を進める上で重視すべきこと . . . . . 10
- 第5節 各主体の役割
  - 1 家庭の役割 . . . . . 11
  - 2 学校等の役割 . . . . . 11
  - 3 地域の役割 . . . . . 11
  - 4 事業者の役割 . . . . . 12
  - 5 民間団体の役割 . . . . . 12
  - 6 行政の役割 . . . . . 12

### 第3章 環境教育等の現状と課題の整理、今後の方向性

- 施策展開Ⅰ 人材育成・活用と研修等の充実 . . . . . 13
- 施策展開Ⅱ 情報基盤の充実と連携の強化 . . . . . 14
- 施策展開Ⅲ 場や学習機会の提供 . . . . . 15
- 施策展開Ⅳ 教材・プログラムの整備と活用 . . . . . 16
- 施策展開Ⅴ 協働取組の推進と民間団体等への支援 . . . . . 17
- 施策展開Ⅵ 普及啓発 . . . . . 18

### 第4章 推進施策

- 第1節 行動計画の進め方 . . . . . 19
- 第2節 施策
  - 施策展開Ⅰ 人材育成・活用と研修等の充実 . . . . . 20
  - 施策展開Ⅱ 情報基盤の充実と連携の強化 . . . . . 23
  - 施策展開Ⅲ 場や学習機会の提供 . . . . . 24
  - 施策展開Ⅳ 教材・プログラムの整備と活用 . . . . . 28
  - 施策展開Ⅴ 協働取組の推進と民間団体等への支援 . . . . . 30
  - 施策展開Ⅵ 普及啓発 . . . . . 33
- 第3節 適切な進行管理
  - 1 行動指標及び目標 . . . . . 37
  - 2 推進体制 . . . . . 38
  - 3 PDCA サイクルによる進行管理 . . . . . 39
  - 4 取組状況の公表 . . . . . 39
  - 5 県民意見等の計画への反映（アンケート調査） . . . . . 39
  - 6 取組事業内容及び活動指標 . . . . . 39



# はじめに

沖縄県は温暖な亜熱帯海洋性気候の下、貴重な野生生物が数多く生息し、豊かな生態系を育むサンゴ礁が広がる海に囲まれ、大小 160 もの島々からなる島しょ県であります。

このかけがえのない豊かな自然環境は、世界に誇れる宝であるとともに、人々を魅了し引きつける要素であります。

とりわけ、ヤンバルクイナやイリオモテヤマネコをはじめとする固有種が数多く生息する沖縄島北部及び西表島は、生物多様性に富んだ地域としてその価値が認められ、令和 3（2021）年 7 月に我が国で 5 番目の世界自然遺産に登録されたところであり、これら自然環境を活かした観光産業による地域振興が期待されています。

一方で、自然環境をとりまく現状は、廃棄物の不法投棄や赤土等による海洋汚染等の身近な問題から生物多様性の損失、気候変動、海洋プラスチックごみといった地球規模の問題へと広がりを見せています。

平成 27（2015）年には、世界各地で顕在化しつつある気候変動に対処するため、全ての国に気候変動対策を求める「パリ協定」が採択され、令和 2（2020）年から本格的に運用が開始されたことを受けて、国内外でカーボンニュートラルに向けた動きが加速しています。本県においても、気候変動問題に対して県全体で現状認識と将来への危機感を共有し一層取り組んでいくため、令和 3（2021）年 3 月に「沖縄県気候非常事態宣言」を行い、「ゆいまーるの精神」で取り組む決意をしたところです。

私たちは、本県の豊かな自然環境を守り、次世代に繋げていくとともに、持続可能な社会を実現するため、その一つひとつを自分事と捉え、社会全体で環境に配慮した行動に変革することが求められています。

また、家庭、学校、職場、地域等の多様な主体が対等な立場を尊重し、互いの得意分野や役割を理解した上で、相互に協力して環境教育や環境保全活動を効果的に取り組む必要があります。

このため、環境教育等の取組においても、これまで以上に持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）や持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）との関連を踏まえたものとしていく必要があります。

県では、県政運営の基本構想である「沖縄 21 世紀ビジョン」に示された目指すべき将来像の 1 つである『沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島』の実現に向けて、本計画に基づき、環境教育を総合的・体系的に推進し、「持続可能な社会の創り手」を育成するとともに、各主体と相互連携し、環境保全活動を積極的に推進してまいります。



# 第1章 行動計画の基本的事項

## 第1節 行動計画策定の趣旨

### 1 環境教育等とは

現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するためには、持続可能な社会を構築する上で環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要となります。

そのため、本行動計画では、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）の定義を踏まえ、「環境教育等」を「持続可能な社会を構築するため、自発的に行われる環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進並びに環境、社会、経済及び文化とのつながりその他環境保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育・学習並びに環境保全に関する協働取組」と定義します。

持続可能な社会：健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会

### 2 環境教育等の必要性

一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解を深め、豊かな自然等の価値についての認識を高め、環境を大切にすることをもち、環境に配慮した生活や責任ある行動を取ること、また、環境問題を引き起こしている社会経済の背景や仕組みを理解することにより、社会構造を環境に配慮した持続可能なものへと変革していくことが求められています。

環境教育等はこれら環境問題や環境保全に主体的に関わることができる能力や態度を育成するために重要なものです。

### 3 環境教育等に関する動向

#### (1) 本県における環境教育等の主な取組

○本県では、急激な経済成長に伴う各種開発や人間活動の増大による水質汚染や廃棄物の適正処理等、さまざまな課題が発生し、自然環境の保全など環境への関心が高まる中、平成2（1990）年度から環境教育等の活動拠点となる「沖縄県地域環境センター」を設置し、広く県民等に環境情報を提供するとともに、自然観察会や出前講座等の環境保全活動に取り組んできました。

○平成18（2006）年3月には環境教育の基本的な方向をまとめた「沖縄県環境教育推進方針」を策定し、こどもエコクラブの支援、環境フェアの開催など、環境保全活動の普及啓発を行ってきました。

○国際的に、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動である「持続可能な開発のための教育（ESD）」が展開される中、平成23（2011）年に環境教育等促進法が公布されたことを受けて、平成26（2014）年6月に本県の環境教育に関する施策を総合的にまとめた「沖縄県環境教育等推進行動計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、全県一斉清掃等とおした県民参画や各種環境教育プログラム集の作成など、各施策を推進するとともに、進行管理を行うため、「沖縄県環境教育等推進行動計画推進協議会」を設置し、全庁を挙げて環境教育等に関する取組を推進してきました。

## 1 (2) 近年における国内外の動向

2 人類共通の課題である気候変動に対処するため、平成27（2015）年に開催された気候変動枠組条約  
3 締約国会議、いわゆる COP21 において採択された「パリ協定」が令和2（2020）年から本格始動し  
4 たことを背景に、令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標の宣言が世界的  
5 に進んでいます。

6 パリ協定では、気温上昇を工業化以前に比べて2℃よりも十分に低く保つとともに、1.5℃に抑える  
7 努力を追求することなどが課せられたことから、世界各国で脱炭素社会に向けた取組が進められてい  
8 ます。令和2（2020）年10月、我が国においても「令和32（2050）年までに、脱炭素社会の実現を  
9 目指す」ことが宣言されており、社会全体で温暖化対策に取り組むことが求められています。

10 また、平成27（2015）年9月には、国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」  
11 が採択され、令和12（2030）年までの国際社会全体の目標「持続可能な開発目標（SDGs）」となる  
12 17のゴールと169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社  
13 会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むことが示されました。

14 持続可能な社会を実現するためには、SDGsの考え方を取り入れ、地域の環境問題と社会問題を  
15 「同時解決」することが重要であり、そのための「持続可能な社会の創り手」を育成する必要がある  
16 ことから、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動であるESDの視点に立  
17 った環境教育が求められています。

18

## 19 (3) 学校教育に関する動向

20 平成19（2007）年に学校教育法で、義務教育における教育の目標として「学校内外における自然体  
21 験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新た  
22 に規定され、学校内外における自然体験活動の実施など環境教育の促進が求められました。

23 このため、本県では、環境教育推進校の指定による環境教育の場の創出や、環境教育指導者研修会  
24 等を開催するなど、学校教育における環境教育に取り組んできました。

25 平成29（2017）年以降、幼稚園教育要領及び小中高の学習指導要領で、「持続可能な社会の創り手」  
26 に必要な資質・能力を育成することが掲げられたことから、本県においてもESDの視点を取り入れ、  
27 教科横断的な学習を進めているところです。

◆SDGsとは◆

SDGsとは、「世界で起こる様々な問題により、このままでは安心してこの世界に住むことはできない」という強い危機感のもと設けられた国際目標であり、国際社会が一丸となって取り組むべきものです。

SDGsは貧困や飢餓、教育、気候変動などの世界が掲げる課題に対して17のゴール及び169のターゲットから構成されており、それらは相互に関連していることから、社会、環境、経済の3つの側面の全てにバランスのとれた形で対応することで、社会の変革を目指すものとなっています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターウェブサイト

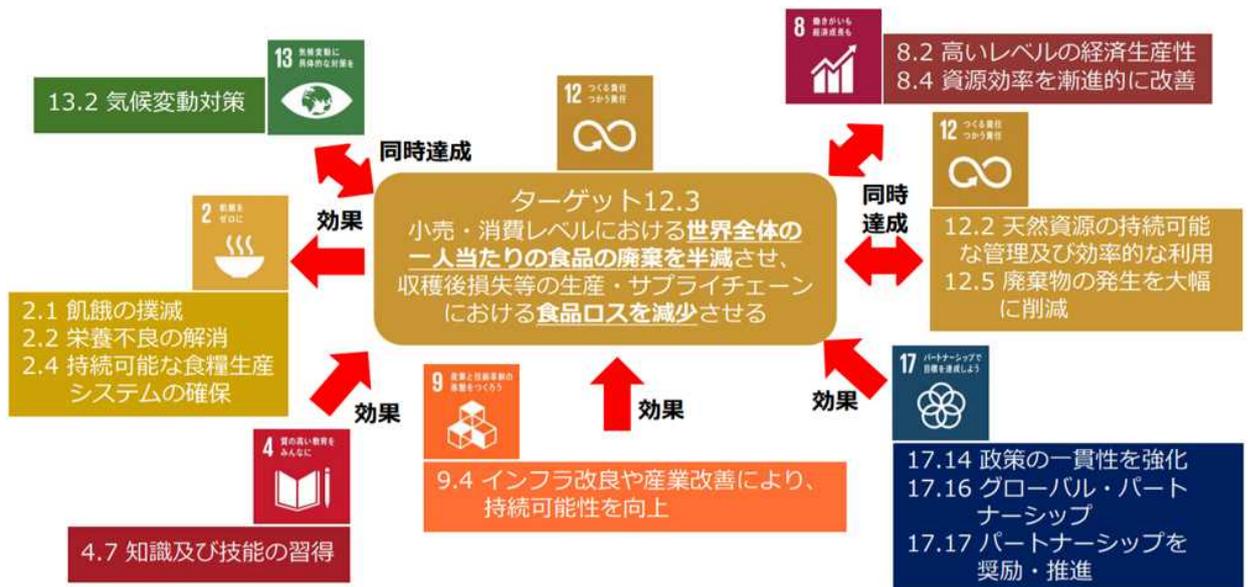
図 1-1 「持続可能な開発目標 (SDGs)」となる17のゴール

例えば、環境側面であるゴール12のターゲット12-3「食品ロスの減少」の達成を目指す場合、同時に12-2「天然資源の効率的な利用」と12-5「廃棄物発生的大幅削減」を達成できるだけではなく、限りある食料資源を効率的に利用することによって、経済側面であるターゲット8-2「高いレベルの経済生産性」と8-4「資源効率の改善」を同時達成することができます。

さらに、捨てられる食品を減らすことで、焼却炉への投入量が減り、焼却時のエネルギーロスの削減につながるとともに、必要量以上の食料を運ばずに済むことで、運搬に使用する飛行機や船による温室効果ガスの排出を増やさないことになるため、13-2「気候変動対策」にも寄与します。

加えて、食品原材料の損失が減り、一部の地域に必要な量以上の食品が偏ることがなくなれば、社会側面であるターゲット2-1「飢餓の撲滅」や2-2「栄養不良の解消」などに効果が及ぶことになります。

このように、SDGsに取り組むにあたっては、環境・経済・社会の3側面から捉えることが重要となります。



出典：農林水産省ウェブサイト

図 1-2 食品ロスを例とした各ゴール・ターゲットとの相関関係

## ◆ESDとは◆

持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の略です。

世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する様々な問題があります。

ESDとは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことをめざして行う学習・教育活動であり、環境学習を進める上での重要な視点です。



出典：国際連合広報センターウェブサイト

図 1-3 ESD の基本的な考え方



出典：環境省ウェブサイト「授業に活かす環境教育－ひとめでわかる学年別・教科別ガイド－」

図 1-4 環境分野別の学習内容





～県（環境関連・教育関連）及び国の動き～

平成 12 年度：「沖縄県環境基本条例」を制定

⇒「環境の保全及び創造に関する教育等の推進」について規定。

平成 15 年度：「沖縄県環境基本計画」を策定

⇒重点的に取り組む総合施策の 1 つとして、環境教育等の推進を位置づけ。

平成 15 年度：「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立

平成 17 年度：「沖縄県環境教育等推進方針」を策定

平成 19 年度：「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立

⇒学校内外における自然体験活動の実施など環境教育の促進について規定。

平成 21 年度：「沖縄 21 世紀ビジョン」を策定

⇒2030 年を目途とする目指すべき将来像の 1 つとして『沖縄らしい自然と歴史、  
伝統、文化を大切に作る島』を規定。

平成 23 年度：改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布

（施行：平成 24 年 10 月 1 日）

平成 24 年度：「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」及び「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画」を策定

⇒豊かな自然環境を次世代に継承するため、環境の保全に対する県民参画と教育の  
推進について規定。

平成 24 年度：「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する  
基本的な方針」を閣議決定

平成 24 年度：「第 2 次沖縄県環境基本計画」を策定

⇒引き続き重点的に取り組む総合施策に、環境教育の推進が位置付けられるととも  
に、環境教育・環境学習の推進を県民の環境保全活動への積極的な参加を促す施  
策に位置付けた。

平成 24 年度：「沖縄県教育振興基本計画」の策定（平成 24 年 7 月）

平成 26 年度：「沖縄県環境教育等推進行動計画(平成 26～34 年度)」を策定

⇒関係部局及び関係団体との連携のもと、本県の環境教育に関する各種施策の総合  
的かつ計画的に推進。

平成 28 年度：「小学校学習指導要領」の改訂（平成 29 年 3 月）

平成 28 年度：「中学校学習指導要領」の改訂（平成 29 年 3 月）

平成 29 年度：「沖縄県教育振興基本計画【後期改訂版】」の策定（平成 30 年 3 月）

平成 29 年度：「高等学校学習指導要領」の改訂（平成 30 年 3 月）

平成 30 年度：「第 2 次沖縄県環境基本計画【改定計画】」の策定（平成 30 年 10 月）

平成 30 年度：「沖縄県環境教育等推進行動計画【改定計画】」の策定（平成 31 年 3 月）

令和 3 年度：「(第 3 期) 沖縄県教育振興基本計画」の策定（令和 4 年 6 月）

令和 4 年度：「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」の策定（令和 4 年 5 月）

令和 4 年度：「(仮) 第 3 次沖縄県環境基本計画」の策定（令和 5 年●月） ※策定中

## 第2節 行動計画の目的等

### 1 行動計画の目的

持続可能な社会を実現するためには、様々な主体による環境保全活動の取組や、それぞれの問題解決能力を育む環境教育等を推進する施策の充実が重要となります。

このため、県の環境教育等の現状と課題や法の趣旨等を踏まえ、「第2次沖縄県環境教育等推進行動計画」（以下「第2次計画」という。）を策定します。

### 2 行動計画の位置づけ

第2次計画は、本県が平成21（2009）年度に策定した「沖縄21世紀ビジョン」において目指すべき将来像の1つである「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」を実現するための分野計画であり、また、環境教育等促進法第8条に基づき作成する行動計画に位置づけています。

また、「沖縄県SDGs実施指針」や「沖縄県教育振興基本計画」とも連動しながら実施します。

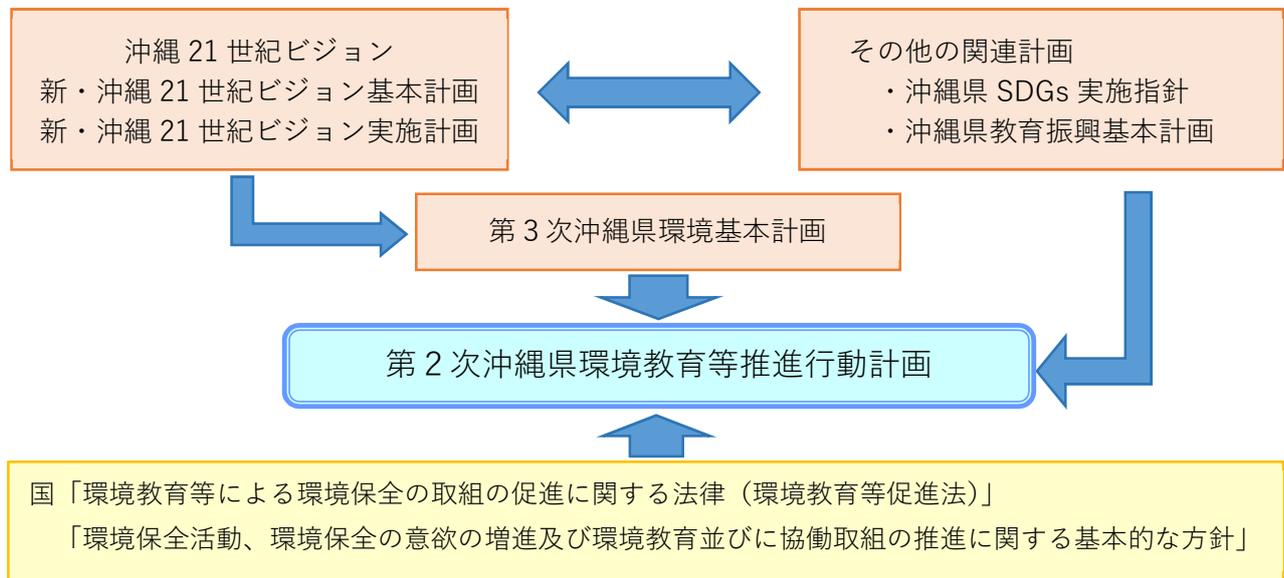


図 1-6 行動計画の位置づけ概略

### 3 行動計画の期間

計画の期間は、令和5（2023）年度から令和15（2033）年度までの11年間（※）とします。

※本県の環境施策の基本方針を定めた沖縄県環境基本計画で定める各種施策や施策目標と整合させるため。

計画	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
第3次 沖縄県環境基本計画	→										
第2次沖縄県環境教育等推進行動計画	→										

図 1-7 行動計画の期間

## 第2章 環境教育等の基本的な考え方

### 第1節 環境教育等における目標

あらゆる主体の活動・行動のもと持続可能な社会をつくり、沖縄21世紀ビジョンの将来像の達成を目指すため、次の3つの目標を設定して取り組みます。

- ◆目標1：環境問題に気づき、学習し、主体的な判断ができる人が育つ
- ◆目標2：環境問題の解決に向けて自ら進んで取り組む実践的な人や組織が育つ
- ◆目標3：環境保全活動の輪が広がり、環境のもたらす恵みを次世代に引き継ぐ

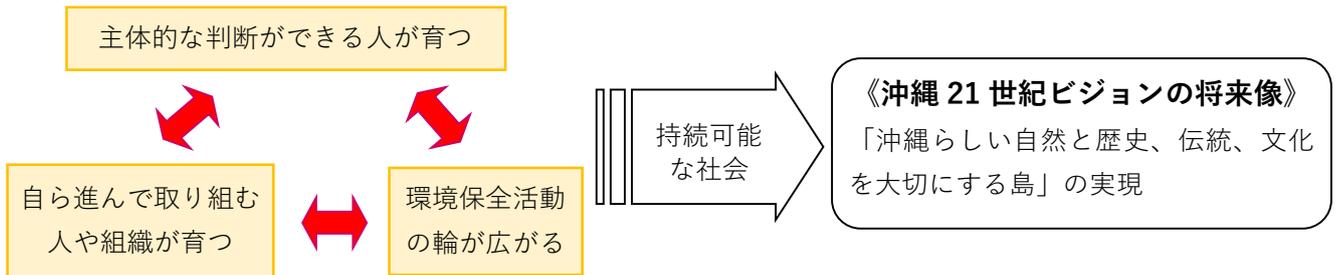


図2-1 環境教育における目標

### 第2節 目標の達成に向けて

本計画では、目標の達成に向けて、県民、民間団体、事業者、行政等多様な主体の連携及び役割分担、協力により、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、子どもからシニア世代を含めた大人までのライフステージに応じた環境教育等を推進し、環境保全の意欲の増進を図ります。

さらに、各主体が積極的に参加し、自ら行動するとともに、相乗的な効果が発揮されるよう各主体における連携・協働の取組を推進していきます。



図2-2 連携・協働による相乗効果

### 第3節 環境教育等における沖縄の将来像

環境教育等で育むべき能力は、大きく「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けられます。これらの力を育み、環境を考えて行動する人間を育て、『沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島』の達成を目指します。

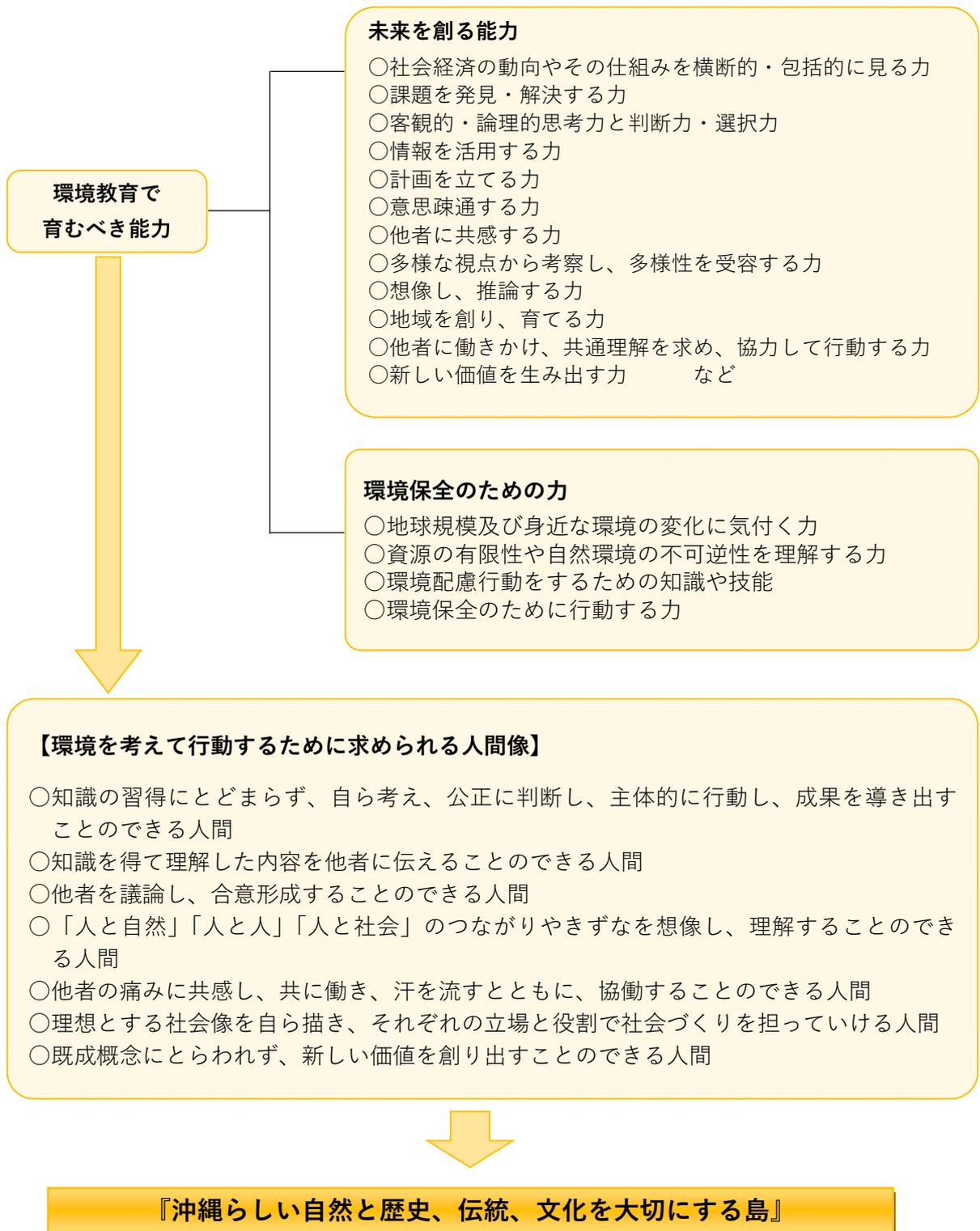


図 2-3 環境教育等における沖縄の将来像

## 第4節 環境教育等を進める上で重視すべきこと

環境教育等は、社会生活での様々な課題を認識し、解決するための行動へとつなげる力を学ぶことが必要です。そのため、環境教育等を指導していく上で、以下の視点が重要となります。

(1) 環境教育等での学び、取組の中で社会状況や課題を知り、持続可能な社会の担い手として自発的な活動につなげる視点を重視しておくことが必要です。

(2) あらゆる世代が多種多様な機会・場所で、自ら主体的に環境について学習できるようにします。

- ・身近な動植物や貴重な自然環境とのふれあい等の体験により、私たち人間は、環境の中で生き、その恵みで生活していることへの気付きと関心を高めていきます。

- ・環境問題を引き起こしている原因や社会経済の仕組みと日常生活との関わりを学び、環境に対する責任と役割を理解できるようにします。

- ・日常生活や事業活動において、人間が環境に与えている影響について共通した認識を持ち、その影響を減らすための姿勢を育成するとともに、自らの行動が未来社会を築くという夢をもって、進んで環境保全活動に取り組み、問題を解決する能力を育成していきます。

(3) 活動の場、適切な情報等を提供することにより、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境負荷低減に向けて、主体的・継続的な活動が実践され、取組が広がるように支援します。

(4) 多様なテーマによる環境活動において SDGs の考え方にに基づき、「自然・生命（自然調和型社会）」、「エネルギー・地球温暖化（脱炭素社会）」、「ごみ・資源（資源循環型社会）」、「ともに生きる（共生社会）」の要素を意識することで、活動の広がりを図ります。（参照：図 1-4 環境分野別の学習内容（P.4））

また、このような視点の基で、環境教育が適切に進められることで、図 2-4 に示す4つの作用による好循環が期待されます。

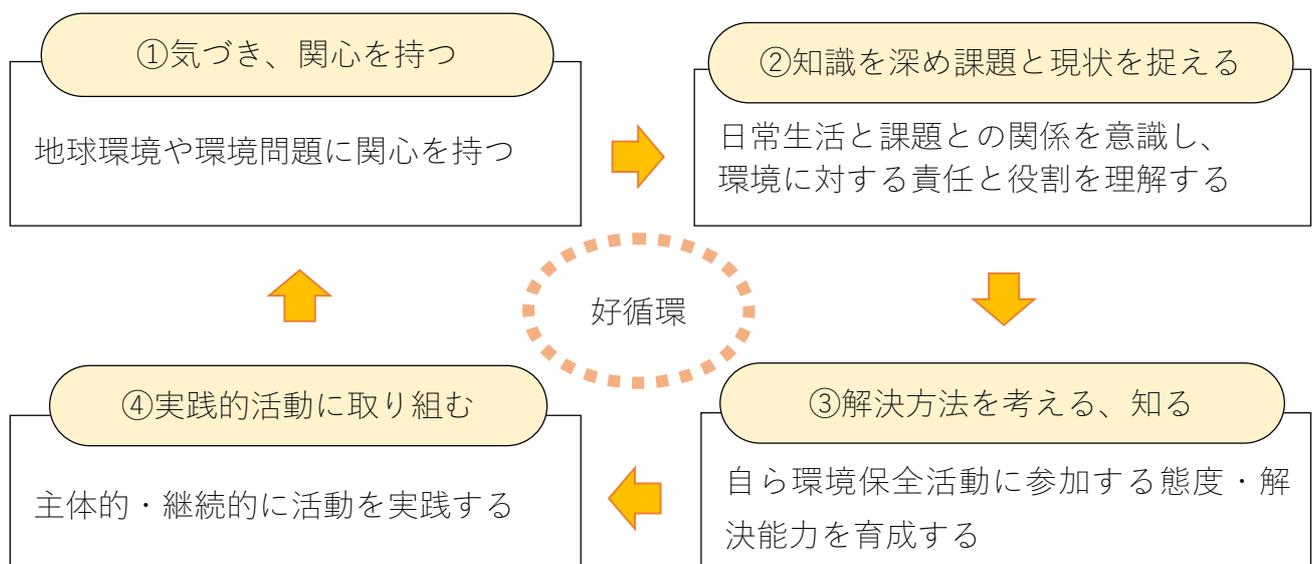


図 2-4 環境教育に期待される4つの作用

## 1 第5節 各主体の役割

2 本県の豊かな自然環境の保全・再生・適正利用を図り、持続可能な循環型社会の構築、脱炭素島し  
3 ょ社会を実現するためには、家庭、学校、地域、事業者、民間団体、行政等の各主体が、環境問題へ  
4 の取組を自らの問題としてとらえ、自発的に活動し、お互いの活動を理解し、立場を尊重し、適切な  
5 役割を担うとともに、様々な主体の支え合いによる協働取組を進めることが必要です。

### 6 1 家庭の役割

7 家庭は、社会を構成する中で最も小さな主体であり、特に幼年期及び就学年齢期の子どもたちの環  
8 境教育の場として、大人が子どもたちに対し、環境に配慮する意識や行動の重要性について伝えてい  
9 く役割を担います。

10 例えば、省エネルギーの取組、食べ残しの削減、マイバックやマイボトルの使用、ごみの減量・分  
11 別の徹底など、環境に配慮した日常生活を積極的に実践し、家庭でのコミュニケーションや子どもへ  
12 のしつけを通して、家庭でできる取組・行動を拡大させていくことが求められます。

13 家庭が果たす役割は大きく、日々の暮らしと環境との関わりについて考える機会を持つことが大切  
14 で、家庭で得た知識や取組を学校・地域・職場等で活かすとともに、逆に、学校・地域・職場におい  
15 て学んだ取組を家庭生活の中でも反映させるという双方向の学びが期待されます。

### 16 2 学校等の役割

17 幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校などの教育施設や保育所、児童館・児童センタ  
18 ーなどの施設は、幼年期から就学年齢期の発達の段階に応じた自然体験教育、エネルギーやリサイク  
19 ル等の環境教育を行うことにより、持続可能な社会を担う人材を育成する役割を担います。

20 学校においては、ESD の実践の場として、環境に関する知識の習得のみならず、様々な学習活動に  
21 おける体験の機会を通して、児童・生徒が環境保全のために主体的に考え、自主的に行動することが  
22 できる能力を育成することが期待されます。

23 また、教育活動の全体を通じて、発達段階に応じた環境教育を行うことや児童・生徒等が実体験を  
24 通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、地域の自然や文化等を活用した生活体験・自然体験  
25 活動・勤労生産体験活動・社会奉仕体験活動等の体験活動について、学校ごとの特色のある取組が求  
26 められます。

27 大学については、教育機関であるとともに、講演会や学習会等を通して学校・地域における環境教  
28 育等を実施する役割も担います。

### 29 3 地域の役割

30 地域社会は、年齢、職業、価値観などが異なる様々な人達が、居住する地域の学習会や様々な活動  
31 に取り組むことを通じ、環境保全について学び合う場としての役割を担います。例えば、住民自らが  
32 自治会、子供会、老人会などにおける省エネルギーに係る講習会、美化活動、清掃活動、リサイクル  
33 活動、自然保護活動など、地域に根差した環境保全活動に積極的に参加する機会を作っていくことが  
34 求められます。

## 1 4 事業者の役割

2 事業者には、事業活動が環境に及ぼす影響を認識し、製品やサービスのライフサイクル全体での環  
3 境負荷の低減や環境配慮に努め、環境と経済を同時に発展させていくことが期待されます。また、社  
4 会貢献（CSR）として、地域の環境保全活動への積極的な参画や、自らの施設や人材、ノウハウ等を  
5 活かした環境学習等を通じ、学校や地域等との連携・協働が期待されます。こうした取組を進めるた  
6 めには、経営者から従業員までの全体の理解と参画を進めていくことが重要です。

7 事業者は公益的な活動の担い手として不可欠な存在となっており、地域の環境課題等の解決に向け  
8 て、様々な主体と連携して環境保全活動を推進することが求められます。環境保全活動に取り組むこ  
9 とで、業務プロセス改善によるエネルギー、廃棄物等の経費の削減、地域における企業イメージや信  
10 頼度、社内コミュニケーションや従業員の事業活動への意識の向上につながることを期待できます。

## 11 5 民間団体の役割

12 NPO 等民間団体は、それぞれの活動を通じ、豊富な知識と経験、幅広いネットワークを蓄積してい  
13 ることから、自然体験教育、エネルギーやリサイクル等の環境教育の推進者としての役割を担います。

14 これらの民間団体は、それぞれに専門性を有していることから、その特色を活かした環境教育や環  
15 境保全活動を自ら展開していただくだけでなく、県民、学校、事業者、行政など各主体間の連携・協働  
16 に積極的に関わり、人材の提供やネットのワークの形成など、他の主体の環境教育を支援する役割も  
17 期待されます。

## 18 6 行政の役割

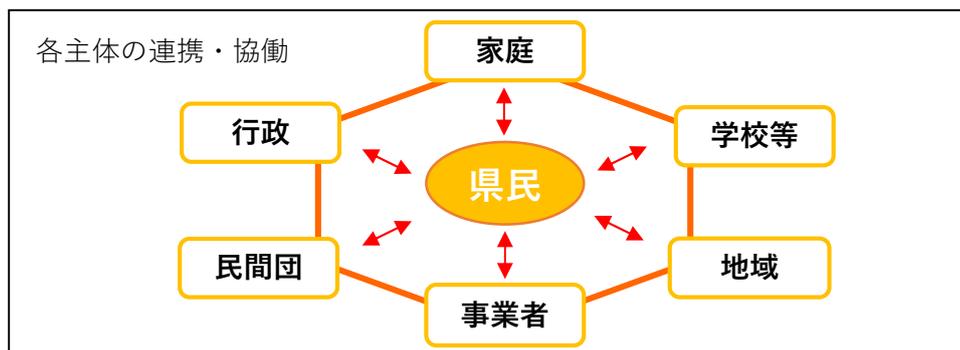
19 県や市町村等の行政は、地域の環境の現状や課題等を把握し、地域の自然的・社会的条件に応じた  
20 環境教育に関する施策を策定し、総合的、計画的に推進する役割を担います。

21 地域の実情に応じた情報や学習機会の提供及び人材の育成等を推進し、他の主体の環境教育や環  
22 境保全活動を支援していくことが求められます。

23 あわせて、県と各市町村、各教育委員会、高等教育機関及び環境保全活動団体等との連携を強化し、  
24 取組の効果的な展開を図ります。

25 また、行政は自らも事業者であるという立場から、公共事業における資源の循環的な利用、庁舎や  
26 公共施設での省エネルギーの実践、ごみの減量と分別、クリーンエネルギーの活用など、自ら率先し  
27 て環境に配慮した取組を進める必要があり、職員に対する研修等を実施することも求められます。

28 併せて、地域における環境保全活動の輪を広げるため、県と各市町村、各教育委員会、高等教育機  
29 関及び環境保全活動団体等との連携を強化し、各主体の活動情報を相互に発信するなど、各取組の効  
30 果的な展開を図ります。



38 図 2-5 各主体の連携・協働のイメージ

# 第3章 環境教育等の現状と課題の整理、今後の方向性

## 施策展開 I 人材育成・活用と研修等の充実

### 1-1 現状

- (1) 各地域の指導者について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、民間のエコツアー（修学旅行を含む）や学校・地域社会での出前講座、環境イベント等で活用が図られているところではあります。
- (2) 多くの教育関係者に対して、環境教育に関する研修会（環境学習指導者講座、ESD 研修会）を実施したことで、環境保全に対する知識の習得や指導力向上に寄与することができました。
- (3) 環境教育推進校を継続して指定し、環境教育を重視した授業や課外授業を展開した結果、環境問題について自発的に行動する次世代リーダーの育成に寄与することができました。

### 1-2 課題

- (1) 森林ツーリズムガイド登録者数については、やんばる3村における世界自然遺産登録に向けた森林ツーリズムの各種支援を実施してきた結果、ガイドの人材育成に繋がっています。一方で、地域や学校等で、地球温暖化対策の正しい知識の普及や実践行動を促進するため、地球温暖化防止活動推進員の育成や活用の促進を実施しているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて充分に行えていない状況にあります。

取組事業	H24 基準値	H30	H31(R1)	R2	R3	R4 目標値
地球温暖化防止活動推進員	67人	57人	75人	73人	60人	90人
森林ツーリズムガイド登録者数	-	3人	35人	35人	35人	30人

- (2) 令和4（2022）年7月に実施した学校へのアンケートで、「環境教育を実施したことで、環境問題への理解が深まるなどの効果があった」か尋ねたところ、約6割の小・中学校で「影響があった」と回答しており、環境教育が重要であることが改めて確認できたことから、さらなる意識向上を図る取組を推進する必要があります。

- (3) 地域の環境保全活動を促進するためには、効果的な環境教育を実施できる指導者やリーダー的役割を果たす人材育成と、その活用を促すための仕組みづくりを推進する必要があります。

### 1-3 第2次行動計画の方向性：取組強化

理由：コロナ禍の影響により、人材育成・研修等が停滞しており、回復に向けて活動の強化が必要であることから、取組強化。

- (1) 地域で活動している環境保全活動団体の持続的な活動を支援するため、活動団体間の交流の場を創出し、さらなる活動の推進に向けた連携体制や意識向上を図ります。
- (2) 感染症対策を適切に講じながら、人材育成に関する効果的な研修等を行うとともに、育成した人材の積極的な活用を図ります。
- (3) 教育関係者に対する環境教育研修や環境教育推進校指定による次世代リーダーの育成については重要な取組であることから、SDGsの視点を強化するなど、さらなる質の向上を目指します。

## 1 施策展開Ⅱ 情報基盤の充実と連携の強化

### 2 2-1 現状

- 3 (1) 県民が環境問題や環境教育等に多角的な視点を持つためには、客観的で正確な環境情報を適宜提  
4 供していくことが重要です。  
5
- 6 (2) 本県における環境活動の拠点である沖縄県地域環境センターにおいて、様々な環境教材の貸出の  
7 ほか、環境イベント等の情報をホームページや情報誌「島エコだより」、SNS 等で発信するととも  
8 に、県環境部各課のホームページで、大気汚染物質常時測定に係るリアルタイムでの情報提供、公  
9 共用水域及び地下水の水質測定結果、サンゴのモニタリング結果等、各種情報の最新データの提供  
10 を行うなど、県民に対して客観的で正確な環境情報を提供してきました。  
11
- 12 (3) ウェブサイト「まなびネットおきなわ」を通して、各種関係機関の最新の活動情報を情報発信・  
13 共有したことで、各主体間の連携強化を図ることができました。  
14

取組事業	活動指標	H24 基準値	R3	R4 目標値
沖縄県生涯学習情報プラザ (まなびネットおきなわ)	情報登録数	21,506 件	30,348 件	27,300 件
	情報提供者数	139 人	225 人	210 人

### 15 2-2 課題

- 17 (1) 令和 3 (2021) 年度に実施した県民アンケート調査(※1)で、行政等に望む効果的な対応策と  
18 して、「環境情報の収集・管理・提供システムを整備し、情報の提供を進めることが重要」との回  
19 答が8割を超えていることから、引き続き正確な環境情報の提供を進めていく必要があります。  
20 ※1 沖縄県の望ましい環境像に関する県民意識調査(令和3(2021)年6月)  
21
- 22 (2) 令和 3 (2021) 年度に実施した県民アンケート調査(※2)で、ボランティア(地域活動)をし  
23 ていない理由として、「ボランティアに関する十分な情報がない」などの理由が約 2 割を占めてい  
24 ることから、今後、県民の参画を促すため、ボランティア希望者と環境団体とのマッチングに向け  
25 た情報交換の場を設ける必要があります。  
26 ※2 男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査(令和3(2021)年1月)  
27
- 28 (3) 自発的な環境学習を促進するため、情報を容易に入手できる環境を整える必要があります。  
29

### 30 2-3 第2次行動計画の方向性：取組強化

31 理由：YouTube や SNS など、情報伝達媒体が変化してきており、様々な媒体の活用及びア  
32 クセシビリティの向上に取り組む必要があることから、取組強化。

- 33 (1) 各種団体の環境保全活動の輪を広げるため、各主体の活動情報を発信するとともに、環境保全活  
34 動を希望するボランティアとニーズをマッチングするなど、県民の参画を促す取組を実施してい  
35 ます。  
36
- 37 (2) 県民が欲しい情報を容易に入手できるよう、紙媒体だけでなく、普及啓発動画の作成等について  
38 取り組むとともに、ウェブアクセス方法について、QR コードの活用やリンクを貼るなど、利便性  
39 向上に取り組みます。

## 1 施策展開Ⅲ 場や学習機会の提供

### 2 3-1 現状

3 (1) 県立青少年の家などの自然体験施設では、あらゆる世代を対象とした多様な自然体験や環境学習  
4 講座等を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、体験学習の機会を十分に  
5 提供できていない状況にあります。同じく県民環境フェアや各種講習会等のイベントについても、  
6 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、中止又は減少しましたが、おきなわ県民カレッジでは、  
7 デジタルの活用により学習の機会を提供することができました。

8  
9 (2) オンライン上の取組である沖縄県生物多様性プラザについても、新型コロナウイルス感染症の影  
10 響を受けることなく、環境学習の機会を提供することができました。

取組事業	活動指標	H24	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4 目標値
県立青少年の家	年間利用者数	201,733 人	214,891 人	197,734 人	87,357 人	85,418 人	210,000 人
沖縄県生物多様性プラザの設置	年間利用者数	—	39,353 人	85,590 人	137,238 人	165,914 人	5,000 人

### 12 13 3-2 課題

14 (1) 沖縄県地域環境センターの出前講座については、必要に応じて対面講座からオンライン講座に切  
15 り替えるなどして、環境学習の機会を確保することができました。一方で、開催地が本島中南部に  
16 集中しており、北部や離島での開催に取り組む必要があります。

取組事業	活動指標	H24	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4 目標値
沖縄県地域環境センターによる出前講座等	開催回数	52 回	61 回	74 回	65 回	79 回	30 回 以上

18  
19 (2) 体験の機会の場の認定については、認定申請に関する手引きを作成するなど、申請を促している  
20 ところですが、対象施設が民間所有の土地や建物に限られる等の要因から認定には至っていません。

### 21 22 3-3 第2次行動計画の方向性：継続実施

23 理由：引き続き、自然体験施設や各種講習会等において、学習の機会や場の提供に取り組  
24 んでいくものとし、継続実施。

25 (1) 環境保全の意識高揚には、体験的な学習が効果的であることから、引き続き感染拡大防止に配慮  
26 しながら、あらゆる主体に対して、体験活動や環境学習、環境イベント等、多種多様な学習の機会  
27 や場を提供します。

28  
29 (2) 場所や時間等に縛られることなく、環境学習の機会を確保するため、オンライン講座やライブ配  
30 信等、デジタルを活用した取組などについても推進します。

## 1 施策展開Ⅳ 教材・プログラムの整備と活用

### 2 4-1 現状

- 3 (1) 地球温暖化対策、廃棄物、自然環境、赤土など、様々な環境問題に関する普及啓発教材を作成し、  
4 県内の各小学校に配付するなど、環境教育普及啓発教材の利用促進を図っています。  
5  
6 (2) 沖縄の特色を活かした指導者用教材「おきなわ環境教育プログラム集」や気候変動に関する教材  
7 等を沖縄県地域環境センターや沖縄県地球温暖化防止活動推進センターにおける出前講座や自然観  
8 察会等で活用しています。  
9  
10 (3) 民間団体等が保有する教材や体験プログラムについても沖縄県地域環境センターのホームページ  
11 等で発信しているほか、出前講座や体験イベント等で積極的に活用しています。

#### 12 【環境教育普及啓発教材】



13 <みんなの力で未来を変える SDGs> <おきなわ環境教育プログラム集> <気候変動対策学習教材> <おきなわの環境>

### 21 4-2 課題

- 22 (1) 令和4（2022）年7月に学校機関に実施したアンケート結果では、「おきなわ環境教育プログラム  
23 集」を活用・参考にしているのは、小中学校で44.8%、高校で33.3%と低いことが分かりました。  
24 学校機関における環境学習を推進するため、引き続き学校教職員に対してプログラム活用に向けた  
25 研修会を行うとともに、学校現場から活用に向けた課題等を集め、活用促進策を検討していく必要  
26 があります。  
27  
28 (2) 学習したことを日常生活に取り入れ、実際に行動に移していくことは難しいことから、環境教育  
29 と日常生活との繋がりを意識したプログラムづくりに取り組む必要があります。

### 31 4-3 第2次行動計画の方向性：継続実施

32 理由：引き続き、整備した教材やプログラムの積極的活用や情報提供を行うとともに、社  
33 会情勢に対応する教材等の整備に取り組んでいくものとし、継続実施。

- 34 (1) 教材・プログラムの整備については、環境教育と日常生活とのつながりを意識して策定すると  
35 ともに、社会情勢に対応するよう計画的に整備（改定）を行っていきます。  
36  
37 (2) 整備した教材やプログラムについては、指導者向け研修や出前講座、各種イベントを通じて積極  
38 的に活用するとともに、学校機関のほか、公民館や青少年の家等の社会教育施設、地域における環  
39 境活動において、活用促進を図ります。  
40  
41 (3) 民間団体や事業者が保有する教材・プログラムについても、沖縄県地域環境センターや各種環境  
42 イベントで活用するとともに、学校や地域、職場等で活用が図られるよう、ホームページ等で情報  
43 提供を行います。  
44  
45 (4) 県民が欲しい情報を容易に入手できるよう、紙媒体だけでなく、デジタル教材やYouTube等の普  
46 及啓発動画の作成等についても取り組んでまいります。

## 1 施策展開Ⅴ 協働取組の推進と民間団体等への支援

### 2 5-1 現状

3 (1) SDGs の浸透に伴って、近年、企業の社会貢献意識が向上しており、県内でも様々な分野で寄付  
4 が行われています。環境分野への寄付事業者の表彰やホームページでの紹介を通じ、企業の協働を  
5 6 促す取組として、寄付件数の増加を図っています。

取組事業	H24 基準値	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4 目標値
沖縄アジェンダ 21 県民会議への寄付企業数	9 件	2 件	6 件	2 件	8 件	20 件

### 7 5-2 課題

8 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、県民参画による活動が縮小している状況にあります  
9 が、海岸漂着ごみ問題のほか、外来種問題への対応など、これまで以上に県民参画による取組が求  
10 められているところです。

取組事業	活動指標	H24	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4 目標値
ちゅら島環境美化促進事業	参加人数	55,000 人	49,000 人	52,000 人	2,835 人	2,628 人	増加
まるごと沖縄クリーンビーチ	参加延べ人数	11,065 人	12,548 人	13,357 人	9,542 人	11,263 人	増加

13 (2) 県では NPO 等民間団体に対する環境保全活動への補助や助成等を実施していますが、令和 3  
14 (2021) 年度に民間団体等に対して実施した調査(※)では活動資金の確保に苦慮しているとの  
15 意見があることから、改善が充分には進んでいない状況にあります。

16 ※沖縄県の望ましい環境像に関する県民意識調査(令和 3(2021)年 6 月実施)

### 17 5-3 第 2 次行動計画の方向性：取組強化

18 理由：コロナ禍の影響により、県民参画による活動等が縮小傾向にあり、活動促進の必要  
19 があること、また、自然環境保全のための外来種対策等に取り組む必要があること  
20 から、取組強化。

21 (1) SDGs の達成や本県の豊かな自然環境を継承するため、市町村及び関係機関と連携し、ごみ問題  
22 に取り組むとともに、外来種防除に関して多様な主体が参画できる体制を構築するなど、取組を強  
23 化します。

24 (2) 引き続き、NPO 等民間団体が実施する環境保全活動に対し、資金面による支援や優れた活動に対  
25 する表彰を実施するなど、協働して取組を推進していきます。



26 ビーチクリーン活動状況

## 1 施策展開VI 普及啓発

### 2 6-1 現状

- 3 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、環境フェアや環境月間のイベントなどにおける、家  
4 庭や事業所等での自発的な環境保全活動を推進する取組が十分に実施できていない状況にあります。  
5
- 6 (2) 令和3（2021）年7月に、希少な動植物が生息・生育する生物多様性に富んだ地域として普遍的  
7 価値が認められ、沖縄本島北部及び西表島が世界自然遺産に登録されました。豊かな自然環境を  
8 「県民の宝」として、次世代に引き継いでいけるよう、県民の認識を深め、意識の向上を図ってい  
9 くことが重要です。

### 11 6-2 課題

- 12 (1) 近年、SDGs への関心の高まり等を受けて、様々なメディアで環境問題が取り上げられており、  
13 県民の環境問題への関心は年々高まってきています。時代の変化や世代の変化にも対応し、正しい  
14 情報を伝えていくためには、関係機関が連携し、普及啓発を継続していくことが必要です。  
15
- 16 (2) 近年注目されている脱炭素に関する取組等やプラスチック問題、食品ロスに関する取組等の新た  
17 な課題についても、関心と理解を深めるため、各種イベント等での普及啓発を強化して取り組む必  
18 要があります。

### 20 6-3 第2次行動計画の方向性：取組強化

21 理由：世界自然遺産登録地をはじめとする本県の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐた  
22 め、さらなる県民の意識向上を図る必要があること、また、近年注目されている環  
23 境問題に対応する必要があることから、取組強化。

- 24 (1) 近年注目されている脱炭素化やプラスチック問題、食品ロス等に関して普及啓発するなど、取組  
25 を強化します。  
26
- 27 (2) 環境保全の意識高揚には、体験的な学習が効果的であることから、引き続き感染拡大防止に配慮  
28 しながら、環境フェア等の各種イベントを効果的に実施します。また、必要に応じてライブ配信等  
29 のデジタルコンテンツも活用します。  
30
- 31 (3) 世界自然遺産登録地の保護と適正な利活用の両立を図るため、希少種保護や外来種対策、適正利  
32 用の促進等、各種普及啓発を実施します。



環境フェアと環境月間